

誓 約 書

令和 年 月 日

佐野市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

実印

私は、佐野市が佐野市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 自己、自社、自社の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である。
 - （２）役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - （３）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している。
 - （４）暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している。
 - （５）暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した。
 - （６）暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わない。
 - （７）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した。
 - （８）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与した。
 - （９）役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与した。
 - （10）役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している。
- 2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 1 項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 第 1 項各号に該当する者を下請負人としていて、佐野市から該当下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※第 1 項第 10 号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

誓 約 書

令和 年 月 日

佐野市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

実印

私は、佐野市が執行する全ての入札に関し、公共事業の重要性を十分認識し「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」等に抵触する談合等の行為又は疑惑を持たれるような行為は、一切しないことを誓約するとともに、今後とも同法等を遵守いたします。

なお、落札後、談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議申立てはいたしません。